

# 障害児(者)手当制度のお知らせ



健康福祉課  
福祉・高齢者  
グループ  
☎74-3001

**障害**のある方の経済的な援助として、次の手当の支給を行っています。

障害児を養育している方に支給される手当

(1) 特別児童扶養手当

20歳未満の身体または知的に中度以上の障害をもつ児童を養育している父母などに支給されます。なお、児童が福祉施設に入所しているとき、受給者及びその家族に一定の所得があるときは支給されません。

対象児童

身体障害者手帳1～3級程度及び4級(一部) 療育手帳A判定及びB判定(一部)に相当する程度の知的障害をもつ児童。精神障害者保健福祉手帳1級及び2級(一部)に相当する程度の障害をもつ児童。

障害児(者)本人に支給される手当

(1) 障害児福祉手当

重度の障害があるために、日常生活において、常に介護が必要な20歳未満の在宅の児童に支給されます。なお、児童が施設に入所しているとき、本人・扶養義務者に一定の所得があるときは支給されません。

対象児童

身体障害者手帳1～2級(一部)に相当する程度の障害をもつ児童。(障害の部位によって異なります) 療育手帳A判定(一部)に相当する程度の知的障害をもつ児童。精神保健福祉手帳の1～2級(一部)に

相当する程度の障害をもつ児童  
手当月額 14,380円  
(2) 特別障害者手当  
著しい重度の障害があるため、日常生活において、常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給されます。なお、本人が施設に入所しているとき、病院等に3カ月を超えて入院したとき、本人・扶養義務者等に一定の所得があるときは支給されません。

対象者  
身体障害者手帳1～2級程度の障害が複数以上あり、常に特別の介護を必要とする方。(障害の部位によって異なります)  
知的・精神・血液・内臓障害などで同程度の状態であり、常に特別の介護を必要とする方。  
手当月額 26,440円

認定請求の手続き  
これらの手当の支給を受けるためには、役場窓口で認定請求の申請を行う必要があります。ただし、所得や施設入所などによる支給制限がありますので、詳しくは下記担当窓口にお問合せください。  
詳しくは、健康福祉課福祉・高齢者グループ ☎74-3001へ。

## 平成22年秋の全国交通安全運動

運動期間 9月21日(火)～9月30日(木)までの10日間

交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ることを目的としています。

【運動の重点】

- 高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
- 飲酒運転の根絶

『黄色い旗の波運動』を次の日程で実施します。住民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



交通事故死ゼロを目指す日  
9月30日(木)

日時	内容
9月24日(金) 13時30分	(虻田地区) 雨天の場合は27日(月)
9月29日(水) 10時40分	(洞爺地区) 雨天の場合は30日(木)

場所 JAとうや湖ガソリンスタンド前

交通障害保険

随時加入受付しています  
交通防犯課 ☎74-3002